

新宿区一般廃棄物処理基本計画素案

平成 29 年 7 月

新 宿 区

一般廃棄物処理基本計画素案 目 次

第1章 基本計画の趣旨

1 計画の趣旨	1
2 計画策定の背景	3
3 ごみ・資源の収集体制及び主な処理方法	3

第2章 ごみ処理及び資源回収の現状と課題

1 区民・事業者の現況	4
(1) 区民の現況	4
(2) 事業者の現況	6
2 ごみ処理・資源回収の現況	7
(1) 区が収集するごみの現況	7
(2) 一般廃棄物処理業者等が収集するごみの現況	11
(3) 区が回収する資源及び資源集団回収の現況	12
(4) 事業者が行う再利用の現況	14
(5) リサイクル清掃事業にかかる経費	15
3 ごみ・資源の処理の流れ	17
(1) ごみ・資源の処理の流れ図	17
(2) 収集・運搬	18
(3) ごみの中間処理	20
(4) ごみの最終処分	21
(5) 資源の処理	21
4 現状から見た課題	22

第3章 これからのリサイクル清掃施策の取組み

1 基本的な考え方	23
2 取り組む施策項目	24
(1) ごみ発生抑制によるスリムな社会	24
(2) 資源回収の拡充による循環する社会	26
(3) 事業者による適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会	27
(4) 適正なごみ処理を行う社会	28

3	ごみ減量目標の設定とごみ量推計	30
(1)	積極的なごみ減量目標の設定	30
(2)	既定施策を継続して進める場合のごみ量推計	30
(3)	ごみ減量目標達成に向けてのイメージ図	32
(4)	計画の進行管理	33
	一般廃棄物処理基本計画の体系図	34
第4章	生活排水処理基本計画	35

第1章 基本計画の趣旨

1 計画の趣旨

本計画は、新宿区におけるリサイクル清掃施策について、基本的事項を定めるものです。

(1) 根拠法令等

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という。）第6条1項に規定する「一般廃棄物処理計画」のうち、同施行規則第1条の3に規定する「一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画」に該当し、また、新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例（以下、条例という。）第39条に規定する計画です。

(2) 他の行政計画等との関係

本計画は、新宿区基本構想や総合計画、環境基本計画といった上位の計画のもとに定めるものです。あわせて、国の循環型社会形成推進基本計画や廃棄物の減量等に関する基本的な方針、ごみの中間処理を共同処理している東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画、最終処分場の管理を行っている東京都の廃棄物処理計画等との連携を図っています。

また、本計画策定にあたっては、新宿区リサイクル清掃審議会に対し、盛り込むべき事項について諮問し、平成29年6月に答申の提出を受けました。この答申の趣旨を踏まえて策定しています。

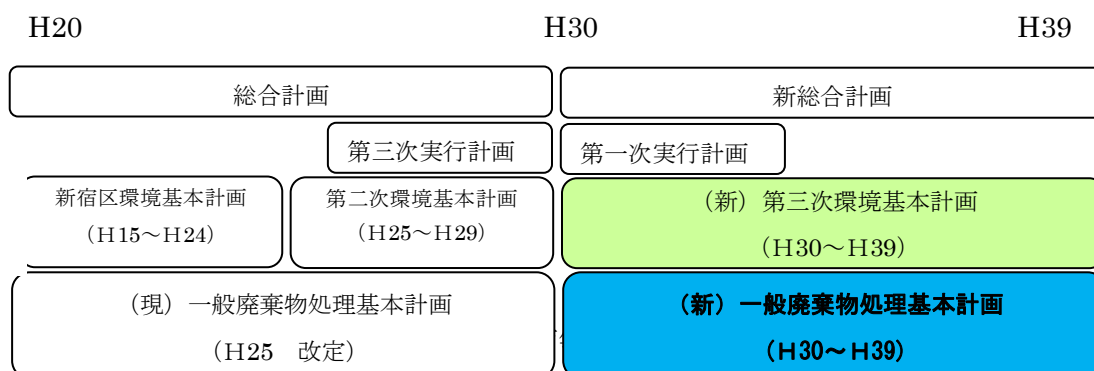
(3) 計画期間

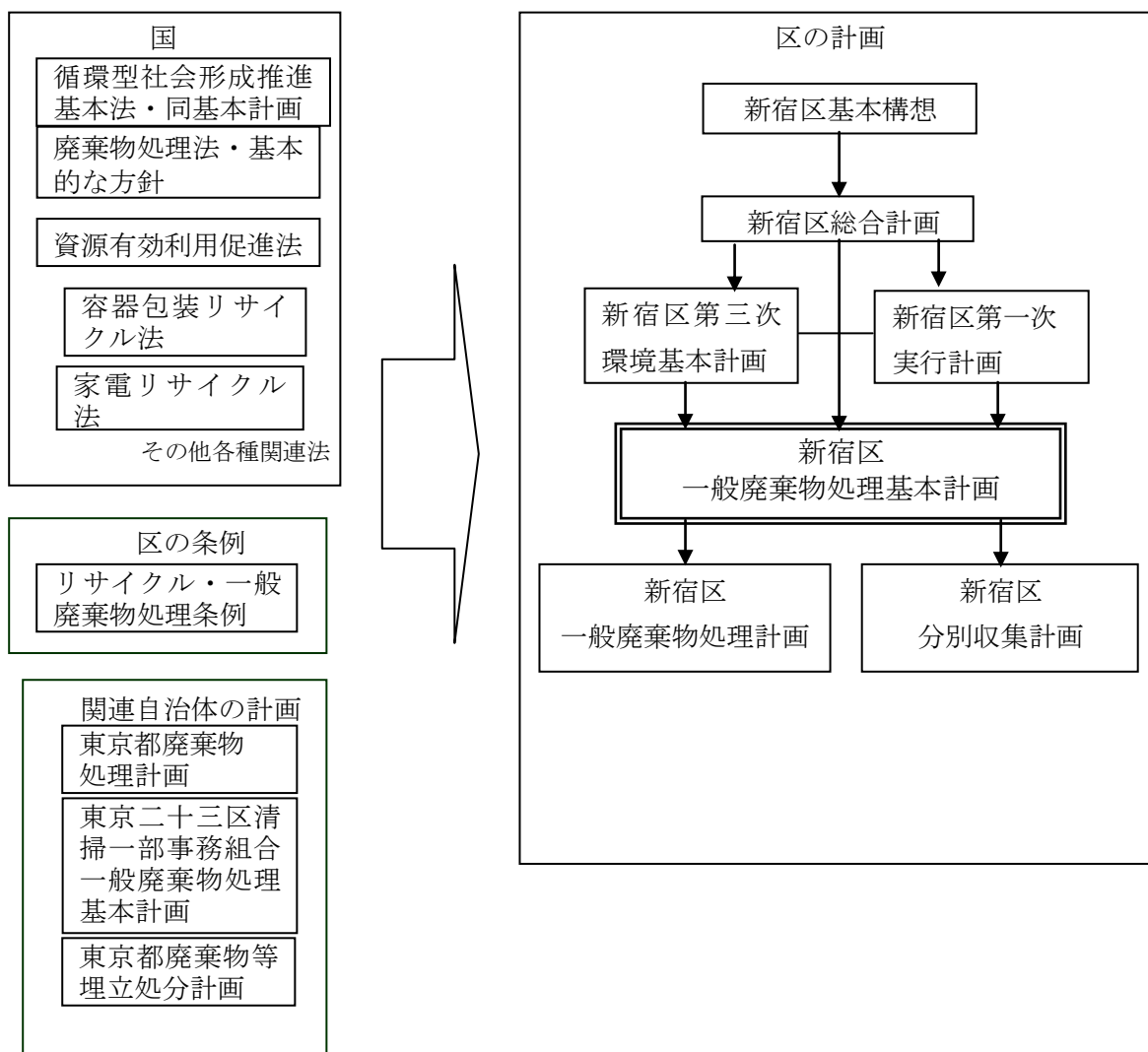
本計画は、「新宿区総合計画」との整合性を図り、平成30年度から平成39年度までの10年間を計画期間とします。

なお、計画の進捗状況、社会経済状況の変化及び関連計画との整合性など、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとします。

また、本計画の具体的な実施に関する事項は、毎年度定めていきます。

《計画期間》





2 計画策定の背景

これまでの新宿区一般廃棄物処理基本計画は、平成 20 年度を初年度として、平成 29 年度までの 10 年間を期間とした計画でした。

この間、国の廃棄物・リサイクル行政においては、資源循環型社会の形成への取組みが一層進み、循環型社会形成推進基本法をはじめとする各種法令が制定・改正されてきました。また、東京 23 区では、最終処分場（埋立処分場）のひっ迫と資源の有効利用の観点から、廃プラスチックをサーマルリサイクルする方針が決定されるなどの社会状況の変化が生じました。

新宿区においては、平成 26 年に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が制定されたことを受け、蛍光灯などの水銀使用製品の適正分別を開始したほか、レアメタルなどの希少金属を再利用するため使用済み小型電子機器を資源として回収するなど、前計画策定当時と状況は大きく変化しています。

また、現計画では具体的な事業を通じてチャレンジ目標の達成に向け努めていますが、平成 28 年度までの成果を見ると、対平成 17 年度比で、一人 1 日あたりのごみ量は約 3 割の減少、資源化率については約 25% の増大となっており、現計画の取組みによって想定されたごみ量の削減は達成することが出来ました。しかし、生ごみの減量、ごみに含まれる資源の適正な分別などの取組みでは想定した削減量や資源化率に至りませんでした。

このような状況を踏まえ、多様な区の地域特性に基づき新たな視点を取り入れた一般廃棄物処理基本計画を策定することとしました。

3 ごみ・資源の収集体制及び主な処理方法

収集品目	収集場所	搬入先	主な処理方法
燃やすごみ	集積所	清掃工場	焼却処理後、最終処分場へ
金属・陶器・ ガラスごみ	集積所	新宿中継・資源センター (⇒中防 不燃処理センター)	破碎後、金属類等を選別し最終処分場へ
粗大ごみ	自宅前等	粗大中継 中防 粗大ごみ破碎処理センター	粗大中継所で金属類等を選別し最終処分場へ
資源	集積所 (一部拠点)	各処理事業者	資源化处理
蛍光灯等	集積所	新宿中継・資源センター (⇒専門事業者へ)	資源化处理

第2章 ごみ処理及び資源回収の現状と課題

1 区民・事業者の現況

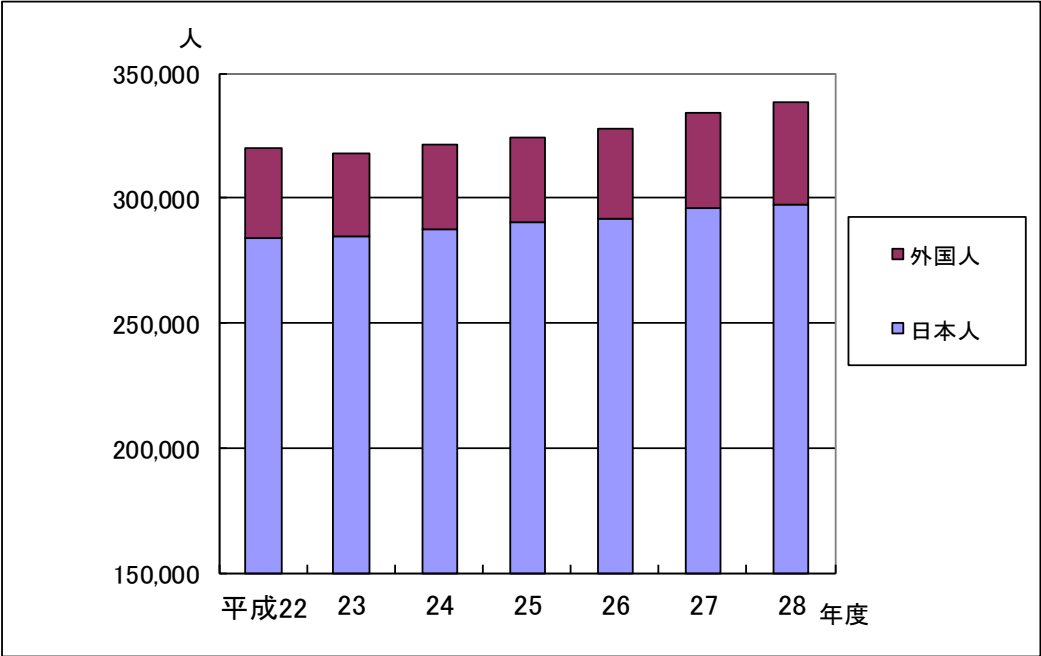
(1) 区民の現況

新宿区の人口はこの数年微増の傾向にあります。現在、区の人口の1割以上が外国人です。また、世帯については、住民基本台帳の世帯数のうち、6割以上が1人世帯となっており、1世帯当たりの人員は微減の傾向にあります。

新宿区の人口の推移

(各年度内の1月1日現在)

年度	平成22	23	24	25	26	27	28
日本人	283,819	284,518	287,598	289,961	291,696	295,608	297,253
外国人	35,805	33,568	33,574	34,121	36,016	38,585	41,235
総人口	319,624	318,086	321,172	324,082	327,712	334,193	338,488



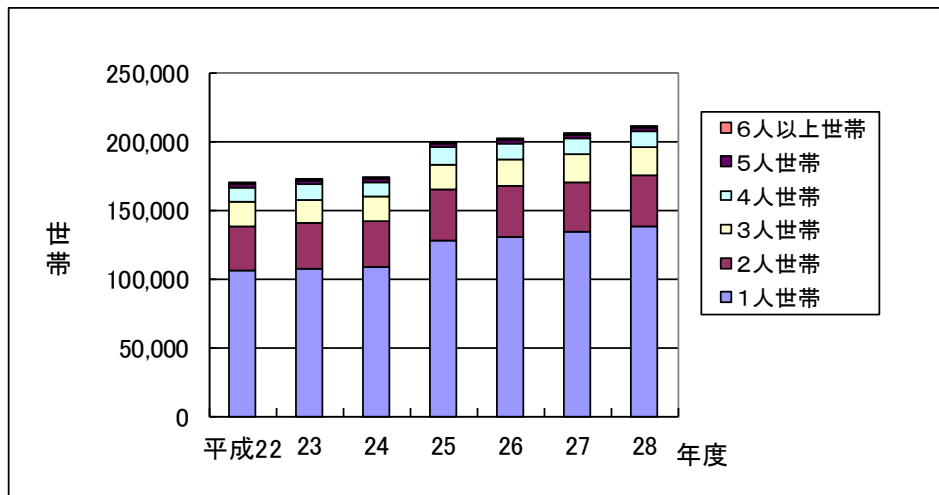
動態別人口

区分 年次	総数 (増減)	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	増減	社会増	社会減	増減
平成24年	人 36,473	人 2,324	人 2,484	人 △ 160	人 68,610	人 31,977	人 36,633
25	2,910	2,469	2,626	△ 157	45,622	42,555	3,067
26	3,630	2,515	2,533	△ 18	45,918	42,270	3,648
27	6,481	2,612	2,641	△ 29	51,323	44,813	6,510
28				0			0

住民基本台帳の世帯数の構成員数別の推移

(各年度内の1月1日現在)

年度	平成22	23	24	25	26	27	28
1人世帯	106,110	107,682	108,698	128,056	130,619	133,721	138,389
2人世帯	32,268	32,616	32,904	36,171	36,439	36,660	37,043
3人世帯	17,154	17,306	17,409	19,037	19,233	19,420	19,684
4人世帯	10,844	10,738	10,577	11,643	11,613	11,626	11,717
5人世帯	2,661	2,572	2,477	2,728	2,635	2,559	2,566
6人以上世帯	536	509	497	554	521	497	473
世帯数合計	169,573	171,423	172,562	198,189	201,060	204,483	209,872
世帯当たり人員数(平均)	1.66	1.66	1.65	1.62	1.61	1.58	1.54



外国人世帯数の推移

(各年度内の1月1日現在)

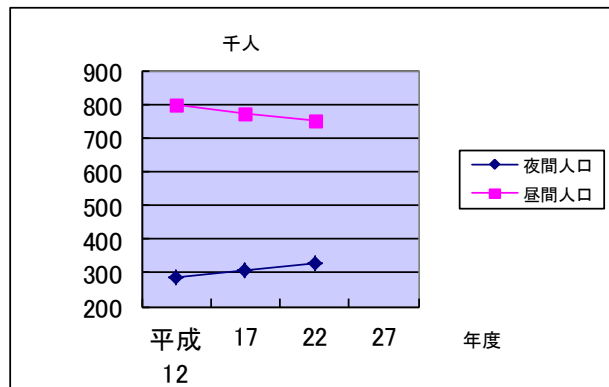
年度	22	23	24	25	26	27	28
外国人世帯数	28,204	28,563	23,502	26,153	26,862	28,631	31,090

夜間人口・昼間人口の推移

(各年10月1日)

年度	平成12	17	22	27
夜間人口	286,726	305,716	326,309	
昼間人口	798,611	770,094	750,120	

※昼間人口は、国勢調査による



(2) 事業者の現況

区内の事業所の状況を見ると、従業員が1～4人の事業所が全体の約50%を占め、9人以下の事業所は全体の69%です。業種別で見ると、サービス業が最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店・宿泊業の順となっています。

区が指導の対象としている延床面積1,000㎡以上の事業用大規模建築物の件数は、現在1,574件です。

産業大分類・従業員規模別事業所数及び従業員数

(平成26年7月1日現在)

産業大分類	事業所数								従業員数
	総数	1～4人	5～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100人以上	派遣・下請けのみ	
総数	33,602	15,871	7,313	6,713	1,512	1,042	955	196	693,036
サービス業	8,414	4,355	1,710	1,351	319	268	327	84	183,870
飲食店、宿泊業	6,161	2,581	1,448	1,663	308	110	31	20	73,091
卸売・小売業	6,416	2,739	1,631	1,477	247	156	131	35	107,436
不動産業	3,848	2,860	563	271	56	37	40	21	33,805
情報通信業	2,138	702	493	505	165	128	136	9	87,602
製造業	1,428	740	303	252	54	35	41	3	27,712
医療、福祉	1,808	717	526	367	98	55	44	1	38,371
建設業	1,264	564	280	241	55	64	59	1	32,022
その他	2,125	613	359	586	210	189	146	22	109,127

資料：「事業所・企業統計」

事業用大規模建築物物件数

(平成29年4月1日現在)

年度	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上
29	885件	491件	198件

* 面積は延床面積

2 ごみ処理・資源回収の現況

(1) 区が収集するごみの現況

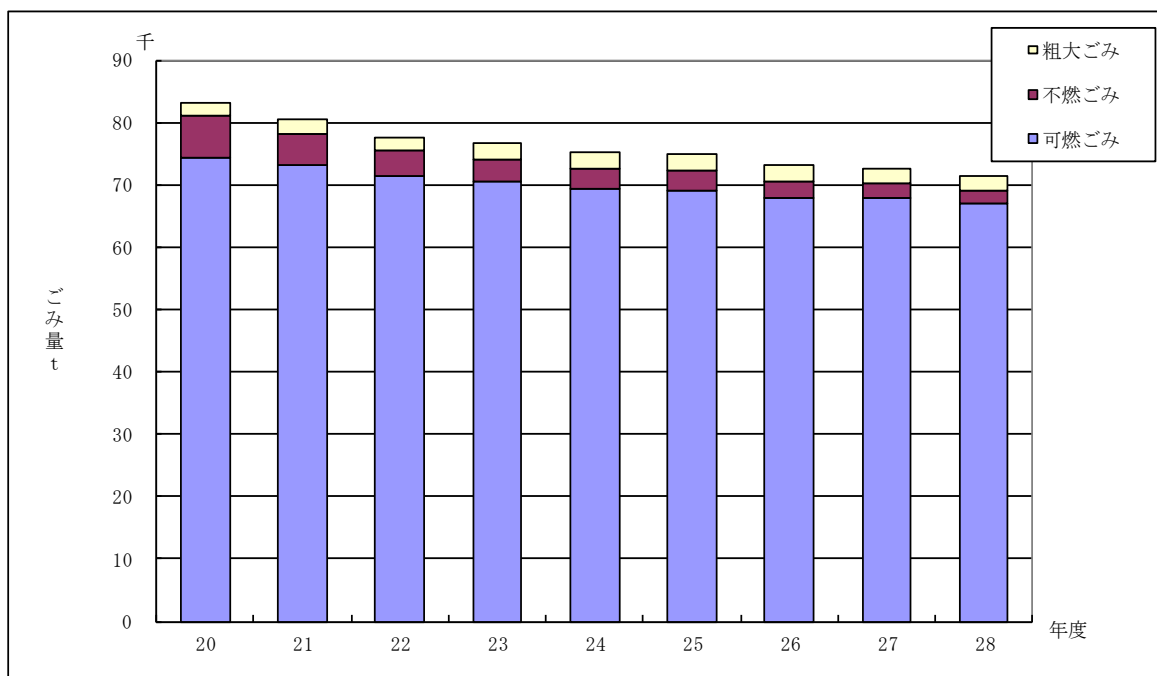
新宿区が収集するごみは、平成元年度の204,490 tをピークに年々減少を続け、18年度は93,333 tと半減以下、28年度は71,464 tと約3分の1となっています。ごみの組成をみると、燃やすごみは厨芥類と紙類で53.4%となります。金属・陶器・ガラスごみは、金属類が23.4%、陶磁器・石類が22.3%、ガラスが19.6%です。(28年度実態調査)

新宿区が収集するごみ量の推移

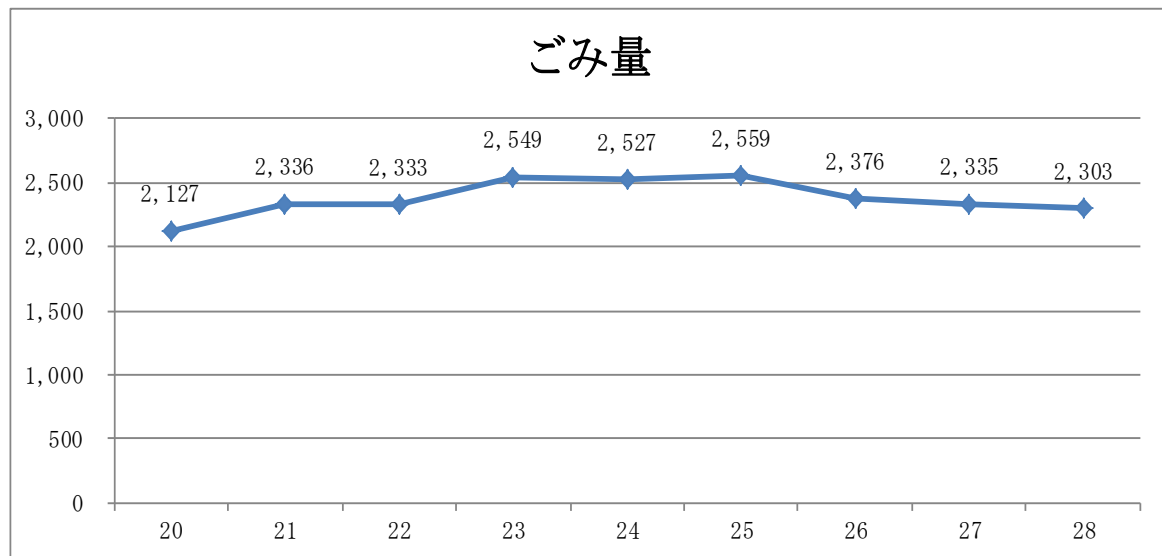
単位：t

種別/年度	平成11	12	13	14	15	16	17	18	19
可燃ごみ	88,573	80,657	79,254	77,619	77,105	73,825	72,154	69,315	67,567
不燃ごみ	22,391	22,368	22,417	22,975	22,682	22,331	22,464	22,034	19,984
粗大ごみ	2,051	2,211	1,749	1,705	1,720	1,606	1,824	1,984	2,210
計	113,015	105,236	103,420	102,299	101,507	97,762	96,442	93,333	89,761

種別/年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28
可燃ごみ	74,242	73,072	71,496	70,521	69,370	69,161	67,772	67,870	66,903
不燃ごみ	6,854	5,160	3,855	3,620	3,272	3,136	2,861	2,253	2,258
粗大ごみ	2,127	2,336	2,333	2,549	2,527	2,559	2,376	2,335	2,303
計	83,223	80,568	77,684	76,689	75,170	74,856	73,009	72,459	71,464



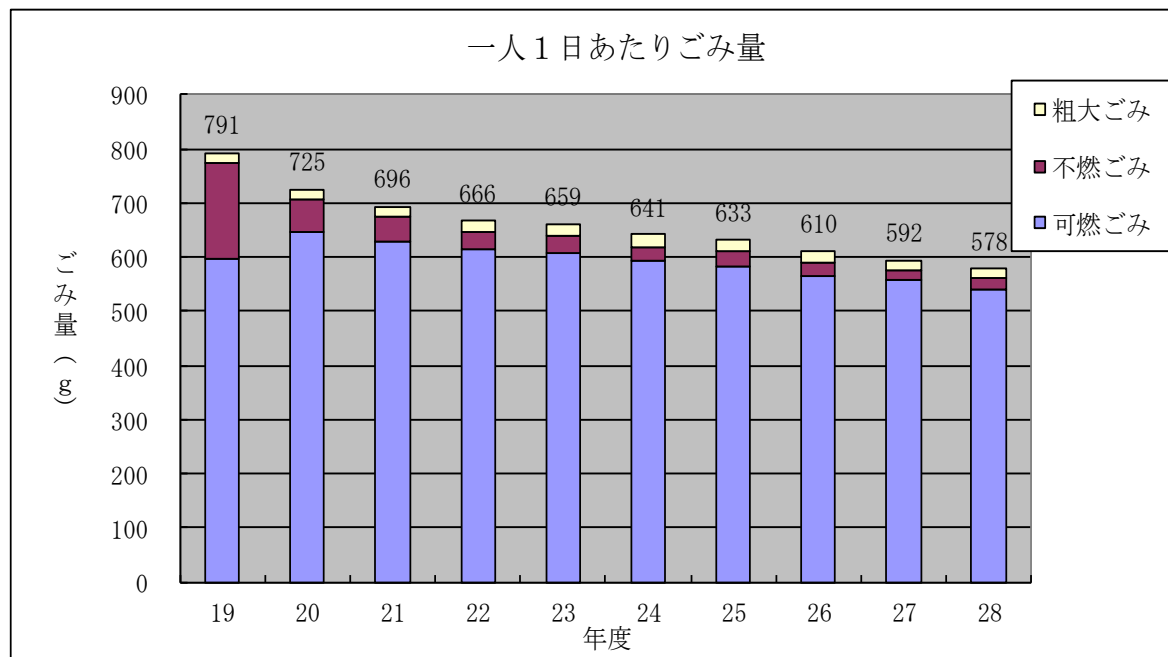
粗大ごみ量の推移



粗大ごみ品目別実績数の順位

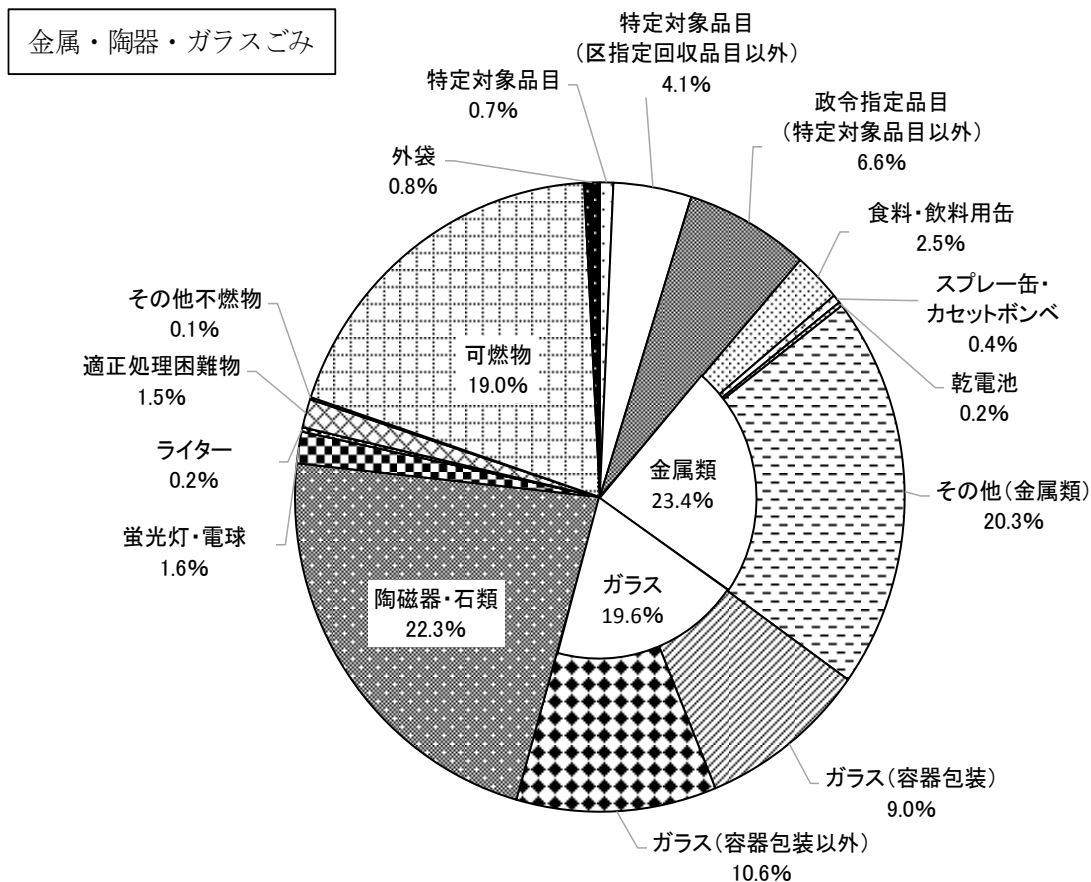
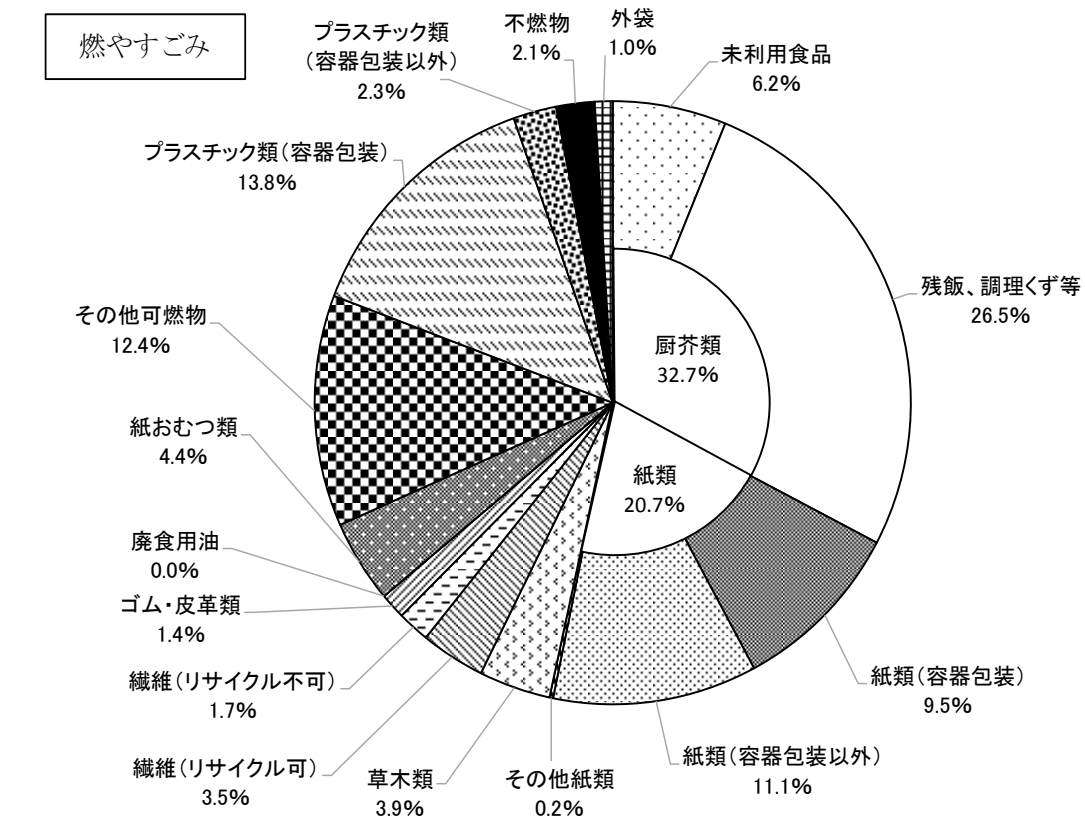
28年度	1位	2位	3位	4位	5位
品目	ふとん	いす	箱物家具(幅と高さの合計が135cm以下)	衣装箱	敷物(1畳を超えるもの)
収集個数	39,705	18,379	15,458	12,796	8,041

一人1日あたりごみ量の推移（区収集ごみ量を区人口で割り返した数値）

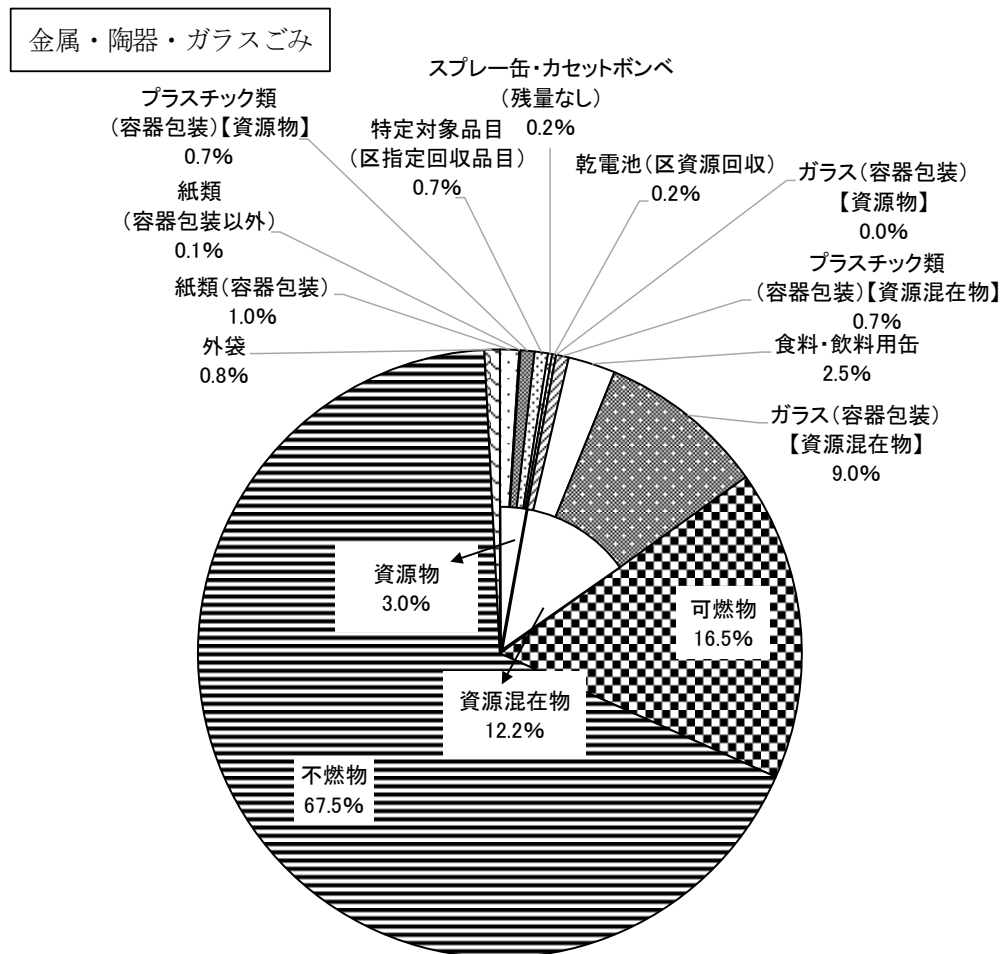
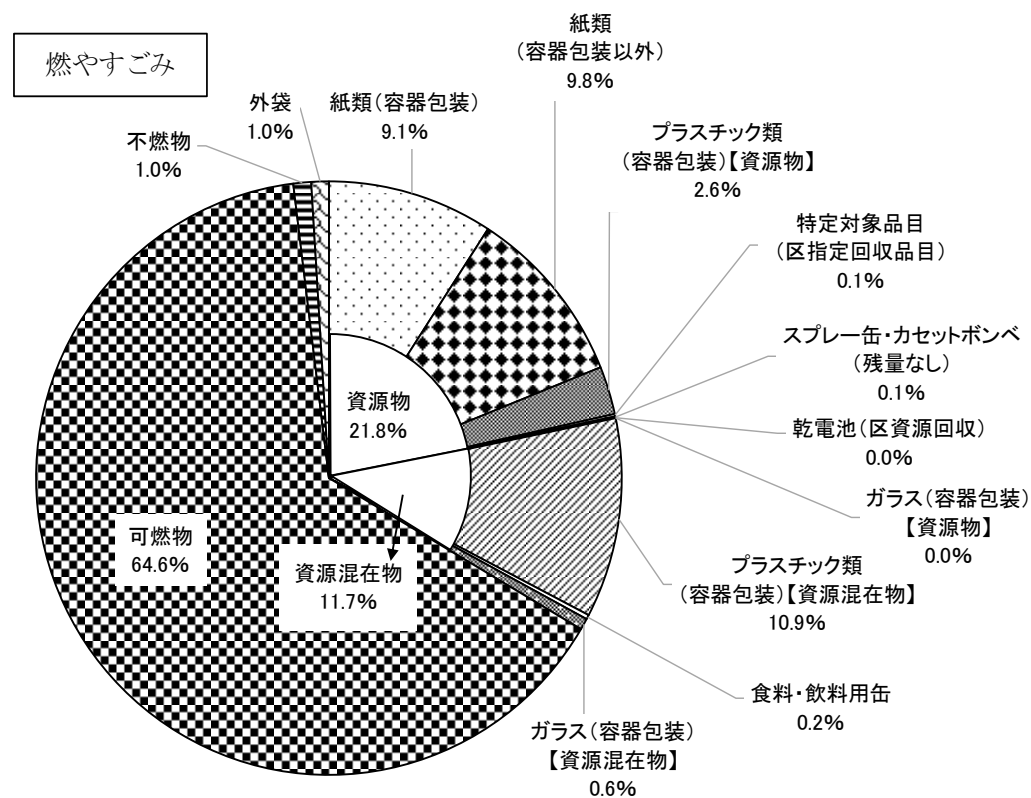


家庭ごみの組成

平成28年度実態調査



家庭ごみの中に含まれる資源回収品目の割合



(2) 一般廃棄物処理業者等が収集するごみの現況

事業系ごみは、廃棄物処理法において事業者による自己処理責任が規定されています。一般廃棄物については、区による収集へ排出を認められている小規模事業者の他は、事業者自ら又は廃棄物処理業者が収集作業を行い、清掃工場に持ち込みます。

持込ごみ量は8万t程度で、区が収集するごみの1.5倍の量が持ち込まれています。ここ数年は、微増傾向にあります。

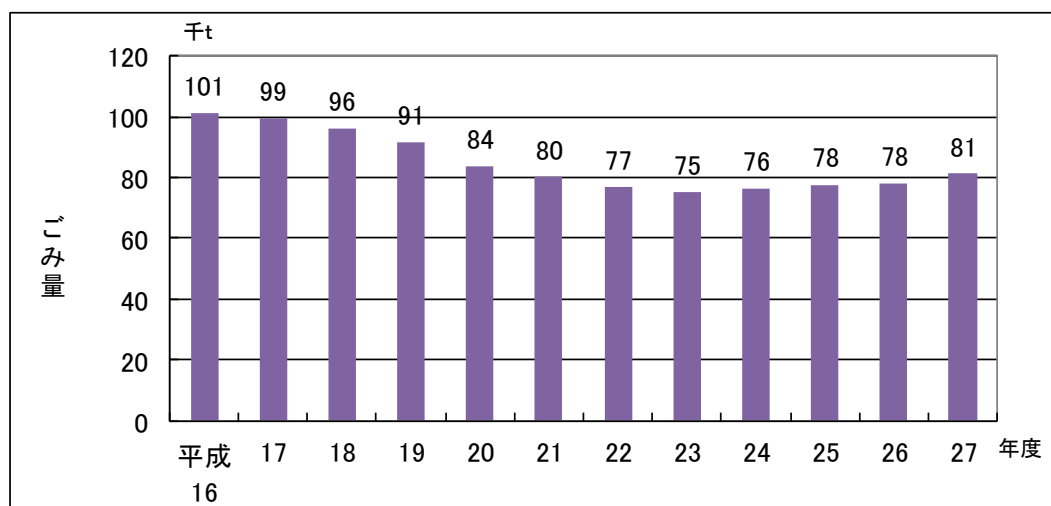
新宿区内の事業所から排出される持込ごみ量の推移

単位:t

年度	平成16	17	18	19	20	21
持込ごみ量	101,000	99,373	96,136	91,455	83,571	80,091

年度	22	23	24	25	26	27
持込ごみ量	76,625	75,109	76,487	77,608	77,963	81,140

※持込ごみ：一般廃棄物処理業者等が収集する事業系ごみ。ここでの持込ごみ量は、23区全体の発生量から新宿区内の事業所が排出した量を推計したものである。



(3) 区が回収する資源及び資源集団回収の現況

集積所と回収拠点で区が回収する資源回収と、町会等が自主的に行っている資源集団回収を合わせた新宿区の資源回収量は、平成20年度に開始した新分別により、今まで金属・陶器・ガラスごみに混入されていた容器包装プラスチックを資源として回収するようになりました。そのため、回収量は一時増加しましたが、古紙の回収量が減ってきたことなどにより減少傾向となっています。資源化率は平成20年度から20～21%台で横ばいとなっています。

新宿区の資源回収量の推移

単位：t

種別／年度		平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
資源 集団 回収	新聞紙	3,836	3,955	4,099	4,193	4,199	3,940	3,631	3,547	3,421	3,394	3,323	3,137	2,950	2,798
	雑誌	1,959	2,046	2,167	2,259	2,256	2,070	1,890	1,899	1,899	1,796	1,760	1,694	1,737	1,720
	段ボール	460	479	560	580	618	703	744	807	889	943	1,006	1,046	1,148	1,224
	紙パック	3	4	4	5	5	6	7	8	9	9	9	10	10	10
	その他紙	217	189	166	171	162	120	108	102	107	97	89	80	8	71
	紙類計	6,475	6,673	6,996	7,208	7,241	6,840	6,380	6,363	6,324	6,239	6,187	5,966	5,918	5,817
	布類	74	78	84	889	92	89	89	97	111	108	102	101	105	100
	アルミ缶	79.4	76.2	77.3	73.9	80.5	95.3	94.0	99.1	97.9	104.8	110.5	117.1	112.8	120.7
	スチール缶等	0	0	0	0	1	3	3	6	9	13	14	14	14	18
	金属合計	80	76	77	74	82	98	97	105	107	118	124	131	127	139
	びん類	20	16	14	13	11	10	8	7	6	5	1	0	0	0
	小 計	6,648	6,843	7,172	7,383	7,425	7,037	6,574	6,572	6,548	6,469	6,415	6,198	6,150	6,055
区 の 資 源 回 収	びん・缶	3,328	3,220	3,230	3,204	3,270	3,911	4,112	4,466	4,541	4,565	4,716	4,859	4,882	4,777
	紙パック	11	10	9	9	14	18	17	15	19	18	14	13	14	13
	乾電池	23	22	23	21	21	24	26	27	56	51	53	54	66	63
	古紙	11,094	9,867	9,536	9,418	8,714	8,202	7,550	6,724	6,237	5,972	6,081	5,987	5,989	5,803
	白色トレイ				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ペットボ トル	366	418	408	809	947	1,214	1,217	1,279	1,428	1,420	1,444	1,387	1,303	1,390
	容器包装 プラスチ ック					312	2,047	1,820	1,777	1,719	1,663	1,643	1,672	1,807	1,735
	小型電子 機器等												1	1	1
	小 計	14,822	13,537	13,206	13,462	13,279	15,417	14,742	14,289	14,001	13,690	13,952	13,974	14,063	13,783
計		21,470	20,380	20,379	20,844	20,704	22,454	21,316	20,861	20,549	20,159	20,367	20,172	20,212	19,839

*1 資源集団回収：町会、自治会、マンション管理組合などが、回収品目・場所・日時を決め、回収業者に引き渡す、自主的なリサイクル活動。

*2 古紙の集積所回収は、平成11年11月から実施。

*3 白色トレイの集積所回収は、平成18年6月から実施。

*4 ペットボトルの店頭回収は、平成9年4月から平成27年2月まで実施。

*5 容器包装プラスチックは平成19年7月より一部地域でモデル実施。平成20年4月から区全域で実施。

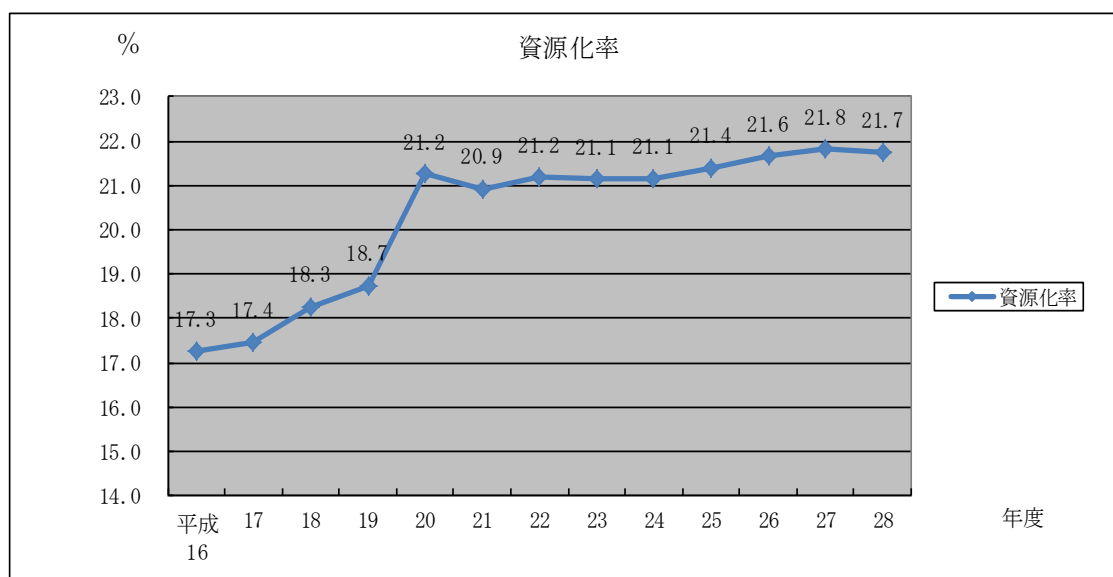
*6 スプレー缶、カセットボンベ（びん・缶を含む）の回収は、平成22年から実施。

*7 使用済み小型電子機器等の回収は、平成25年11月から実施。

*8 びん・缶・ペットボトル・紙パック・白色トレイ・乾電池は、平成27年度に拠点回収から集積所回収に変更。

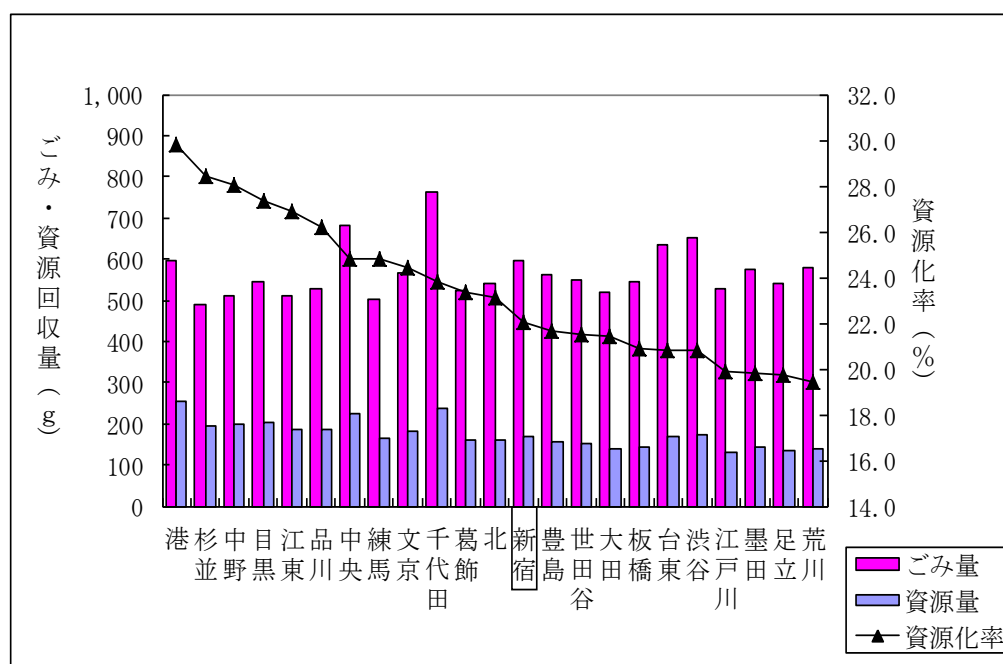
*9 端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

資源化率の推移



資源化率＝資源回収量÷（区収集ごみ量＋資源回収量）

23区各区の一人1日あたりごみ量、資源回収量、資源化率(27年度実績から)



一人1日あたりごみ量＝年間区収集ごみ量÷人口÷365日

一人1日あたり資源回収量＝年間資源回収量（区の資源回収量＋集団回収量）÷人口÷365日

資源化率＝資源回収量÷（区収集ごみ量＋資源回収量）

(4) 事業者が行う再利用の現況

事業活動から生じるごみの再利用については事業者の自主的な取組みであるため、すべての状況を把握することはできませんが、大規模事業者については、区に提出される再利用計画書などから見ると、再利用状況が進んでいます。また、平成24年度からは、再利用計画書の提出を延べ床面積3,000㎡以上の事業用大規模建築物から1,000㎡以上に拡大し、より多くの事業者を把握し、指導しています。

事業用大規模建築物のごみ発生量、再利用率、処分量（27年度実績）

ごみの種類			発生量(t)	再利用率(t)	処分量(t)	再利用率(%)
可燃物	紙類	①コピー・OA用紙	5,475.9	5,264.2	211.7	96.1
		(内 機密文書)	3,695.4	3,608.8	86.6	97.7
		②雑誌・パンフレット色付き紙	9,169.7	9,098.8	70.9	99.2
		③新聞紙・折込チラシ	1,698.3	1,686.9	11.4	99.3
		④段ボール	14,890.9	14,860.3	30.6	99.8
		⑤ミックスペーパー	10,304.9	10,070.9	234.0	97.7
		⑥再生に適さない紙類	16,756.3	359.8	16,396.5	2.1
		⑦紙類計(①～⑥)	58,296.0	41,340.9	16,955.1	70.9
	⑧厨芥(茶殻、残飯等の生ごみ)	19,809.4	5,801.0	14,008.4	29.3	
	⑨木・草・繊維等	4,781.2	593.2	4,188.0	12.4	
	⑩小計(⑦+⑧+⑨)	82,886.6	47,735.1	35,151.5	57.6	
不燃焼却不適物	再生利用物	⑪飲料用びん類	2,712.9	2,685.4	27.5	99.0
		⑫飲料用缶類	3,811.2	3,777.0	34.2	99.1
		⑬ペットボトル	4,425.2	4,358.3	66.9	98.5
		⑭食用油	677.1	640.9	36.2	94.7
	⑮弁当ガラ	1,038.3	89.9	948.4	8.7	
	⑯その他	14,290.5	11,182.8	3,107.7	78.3	
	⑰小計(⑩～⑭の計)	26,955.2	22,734.3	4,220.9	84.3	
	⑱特定の事業活動に伴う可燃物	2,386.9	1,545.6	841.3	64.8	
総合計(⑩+⑰+⑱)			112,228.7	72,015.0	40,213.7	64.2

※区内の、述べ床面積合計が3,000㎡以上の事業用建築物675件中、再利用計画書を提出した617件の集計。

※端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

(5) リサイクル清掃事業にかかる経費

リサイクル清掃事業にかかる経費は、都からの清掃事業移管以降、減少しましたが、ここ数年は横ばいです。平成23年度から25年度は、新宿東清掃センター及び新宿リサイクル活動センターの建設のための経費を計上しています。

リサイクル清掃事業にかかる歳出 決算額

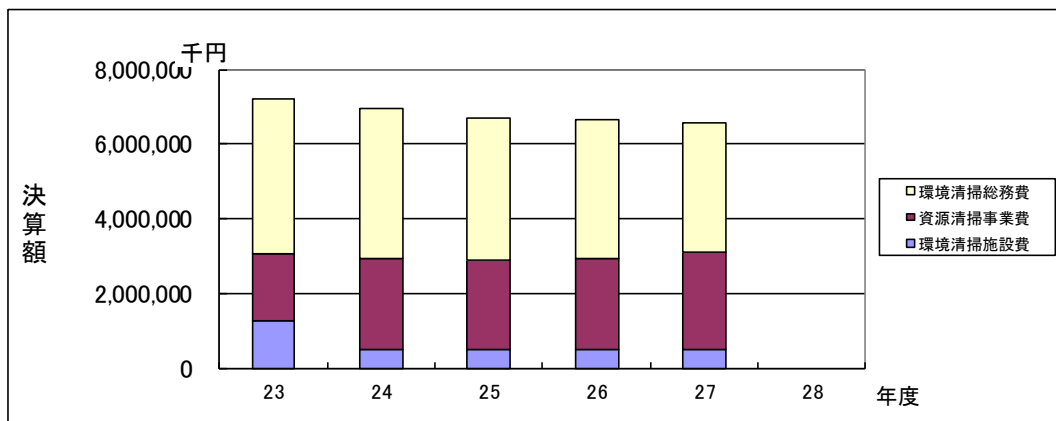
(単位:千円)

年度	23	24	25	26	27	28
環境清掃総務費	4,142,322	4,010,688	3,803,596	3,714,105	3,480,209	
資源清掃事業費	1,785,995	2,453,743	2,410,853	2,444,363	2,611,565	
環境清掃施設費	1,268,383	489,436	496,566	493,950	483,706	
新宿東清掃センター 建設費等	154,782	97,832	611,822			
リサイクル活動センター 建設費等	200,679	83,830	253,462			
合 計	7,552,161	7,135,529	7,576,299	6,652,418	6,575,480	0

環境清掃総務費 : 人件費、清掃工場を運営する東京23区清掃一部事務組合への分担金など

資源清掃事業費 : 資源回収・ごみ収集作業にかかる経費

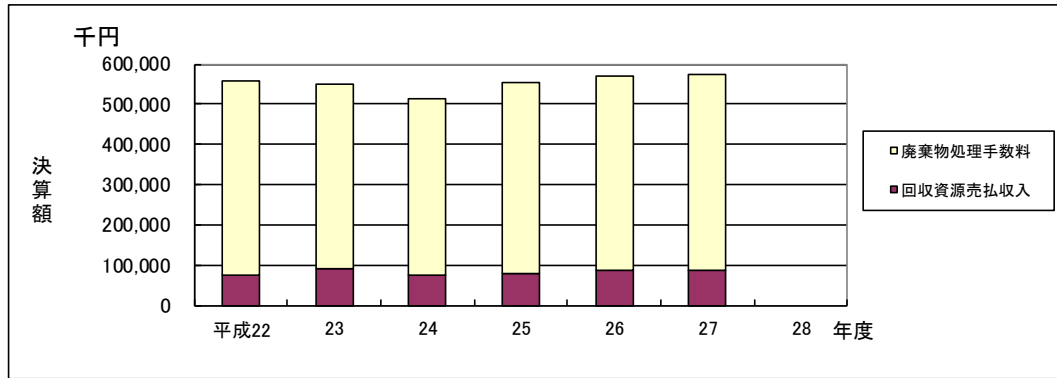
環境清掃施設費 : リサイクル清掃施設の維持管理にかかる経費



リサイクル清掃事業にかかる歳入 決算額

(単位:千円)

	平成22	23	24	25	26	27	28
廃棄物処理手数料	484,897	460,150	439,284	475,554	483,207	487,149	
回収資源売払収入	73,734	89,596	74,698	78,868	85,859	87,529	
合 計	558,631	549,746	513,982	554,422	569,066	574,678	0



(資源・ごみの処理に係る経費)

①ごみ処理経費

ごみの収集・運搬は区が実施し、人件費、物件費、減価償却費などを負担しています。また、ごみの処理は東京二十三区清掃一部事務組合、処分は東京都が実施していますが、経費は分担金として区が負担しています。

これらの経費を合わせて算出した、新宿区のごみ1kg当たりの処理経費の推移は下記のとおりです。

新宿区のごみ1kg当たりの処理経費の推移

年度	平成24	25	26	27	28
1kg当たりの処理経費	66円	65円	65円	65円	

②資源化経費(平成28年度)

回収から再資源化までの区が負担するそれぞれ1kg当たりの経費(経費÷回収量)です。(売払益がある場合は差し引いています。容器包装リサイクル対象商品は、再商品化経費(区負担分)を含みます。)

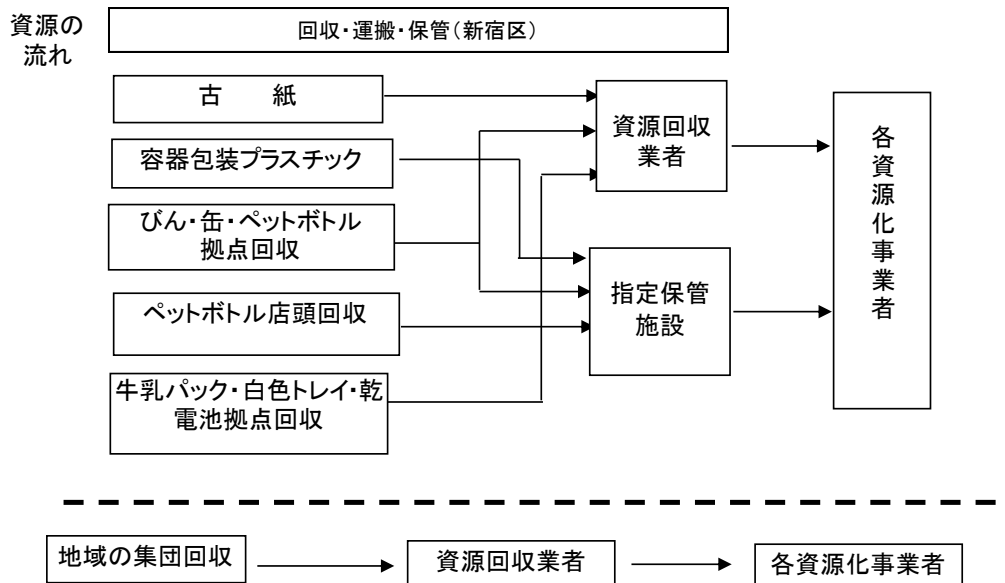
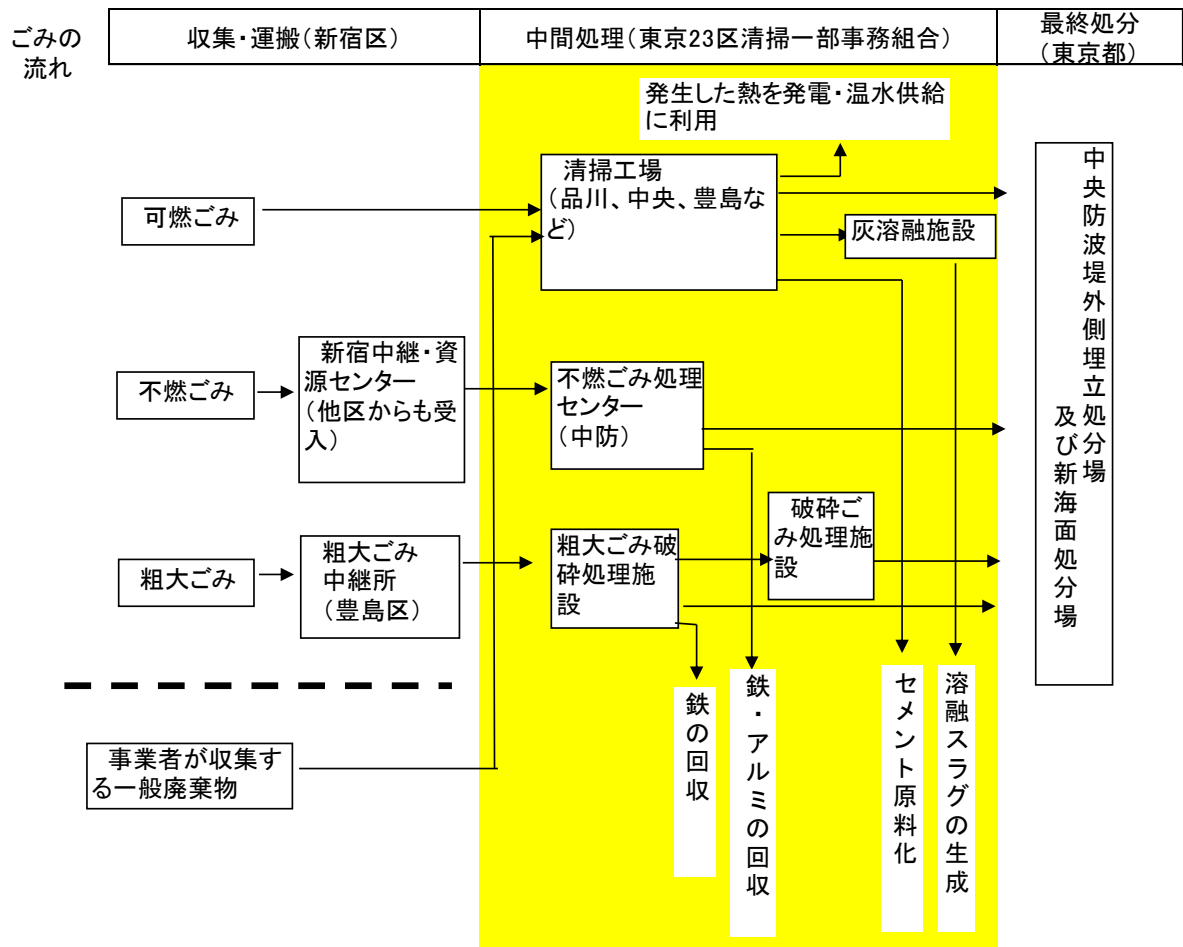
- ・びん類86円 ・スチール缶86円 ・アルミ缶14円 ・ペットボトル99円
- ・容器包装プラスチック174円 ・古紙24円

③資源集団回収経費(平成28年度)

資源集団回収で区が負担する経費は、1kg当たりおよそ14円(経費÷回収量)です。

3 ごみ・資源の処理の流れ

(1) ごみ・資源の処理の流れ図



(2) 収集・運搬

① 平成 29 年度からの区の収集形態

平成 29 年度からの収集形態は、下表のとおりです。

事業系ごみは事業者自らが処理することが原則ですが、排出するごみが日量 50kg 未満の小規模事業者については、一部、家庭ごみと同様に行政が収集を行っています。事業系ごみ、資源の収集はいずれも有料です。

収集形態

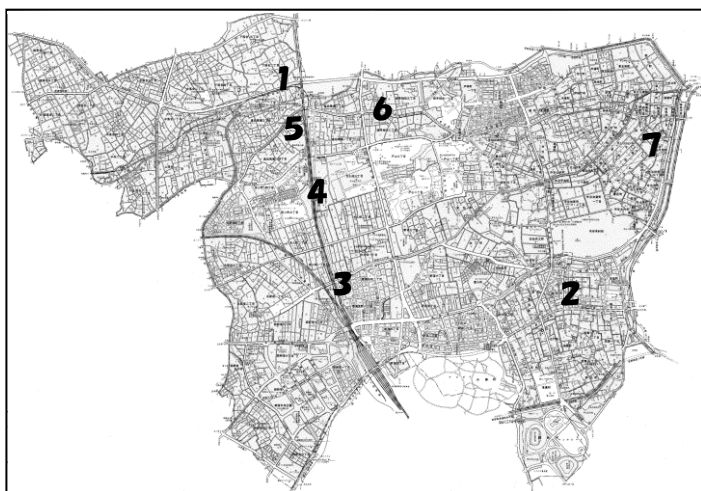
区 分		対象ごみ等	収集回数	収集場所	事業者 ※
燃やすごみ		厨芥※2、紙ごみ、容器包装以外のプラスチック、ゴム、皮革製品	週2回 (一部繁華街週6日)	集積所	○
金属・陶器・ガラスごみ		金属、陶器、ガラス等	月2回	集積所	○
資源回収	古紙回収	新聞、雑誌、段ボール、紙パック	週1回	集積所	○
	容器包装プラスチック	容器包装プラスチック	週1回	集積所	○
	びん・缶・ペットボトル	びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル	週1回	集積所	○
	スプレー缶・カセットボンベ	スプレー缶・カセットボンベ	週1回	集積所	○
	紙パック	紙パック	週1回	集積所	
			随時	区施設等の回収拠点	
	白色トレイ	白色トレイ	週1回	集積所	
			随時	区施設等の回収拠点	
	乾電池	乾電池	週1回	集積所	
			随時	区施設等の回収拠点	
	使用済み小型電子機器	携帯電話、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、ポータブルカーナビ、電子辞書、電卓、リモコン・ケーブル・ACアダプター	随時	区施設等の回収拠点	
粗大ごみ		家具、電化製品等の大型ごみ	申込制	家の前	

※ ○の項目については、有料シールを貼付することで、事業者の排出を認める。

※2 厨房（台所）から出る調理くずや残飯などのごみ

集積所…区内約 22,000 箇所（平成 29 年 4 月現在）

②新宿区内のリサイクル清掃施設



【収集運搬作業拠点】

- 1 新宿清掃事務所
- 2 新宿東清掃センター
- 3 歌舞伎町清掃センター

【不燃ごみの中継施設】

- 4 新宿中継・資源センター

【3R 施策推進の活動拠点】

- 5 新宿リサイクル活動センター
- 6 西早稲田リサイクル活動センター

【回収品一時保管場所】

- 7 若宮町ストックヤード

③ 区の収集運搬体制

新宿清掃事務所、新宿東清掃センター、歌舞伎町清掃センターの1所、2センターで、燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみの収集は、区有車両と雇上車両により行っています。また、粗大ごみの収集と、古紙、容器包装プラスチック、びん、缶、ペットボトル、スプレー缶、カセットボンベ、紙パック、乾電池、白色トレイ、使用済み小型電子機器等の資源回収は民間委託で行っています。

収集運搬車両については環境面を配慮し、LPG 車に加えハイブリッド車を、また事務連絡用の車両の一部に電気自動車を導入しています。

④ 金属・陶器・ガラスごみの中継

金属・陶器・ガラスごみについては、新宿中継・資源センターで小型の収集車両から大型のコンテナに積替え、運搬の効率化を図っています。この施設では、23 区間の協定に基づき他区の金属・陶器・ガラスごみ（不燃ごみ）も受け入れています。

施設の運営にあたっては、排気、排水、騒音、振動対策に留意するとともに、定期的な環境調査を実施しています。

⑤ 粗大ごみの中継

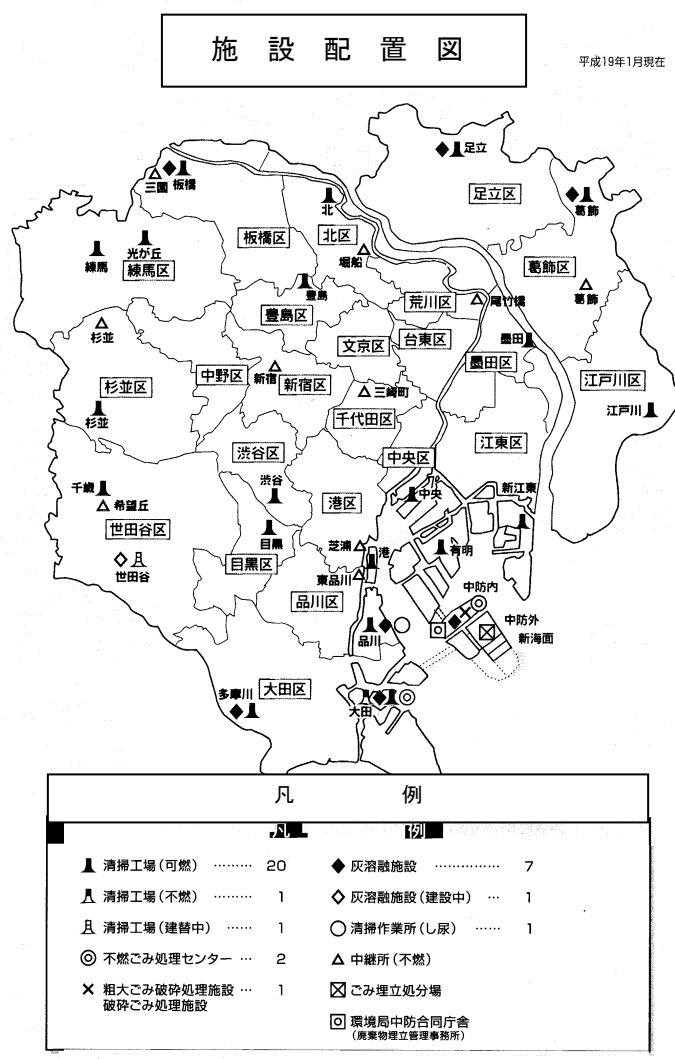
粗大ごみについては、粗大ごみ受付センターで予約を受付け、民間委託により収集します。豊島区にある粗大ごみ中継所に運搬し、小型ダンプ車から中型プレス車に積替え、粗大ごみ破碎施設へ運搬することで効率化を図っています。

(3) ごみの中間処理

区が収集したごみや、一般廃棄物処理業者や排出事業者自らが持ち込んだ一般廃棄物は、東京二十三区清掃一部事務組合で処理します。東京二十三区清掃一部事務組合は、ごみの焼却や破碎などの中間処理などを共同で行うために、23 区が設置した団体です。

燃やすごみは、清掃工場で焼却処理しており、新宿区は清掃工場がないため、他区にある清掃工場に運搬します。燃やすごみは焼却することで焼却灰となり、容積は約 1 / 2 0 になります。更にこの焼却灰を熔融し、砂状の熔融スラグにすると、最終的には元のごみの状態から 1 / 4 0 となり土木資材等として有効利用できます。また、埋立処分量の削減及び資源の有効利用を目的として、平成 27 年度から焼却灰のセメント原料化について本格実施を開始しています。

金属・陶器・ガラスごみは、中央防波堤内側にある不燃ごみ処理センターで破碎した後、鉄・アルミを回収しています。粗大ごみは、中央防波堤内側にある粗大ごみ破碎処理施設で破碎し、鉄を回収した後、可燃部分を焼却しています。

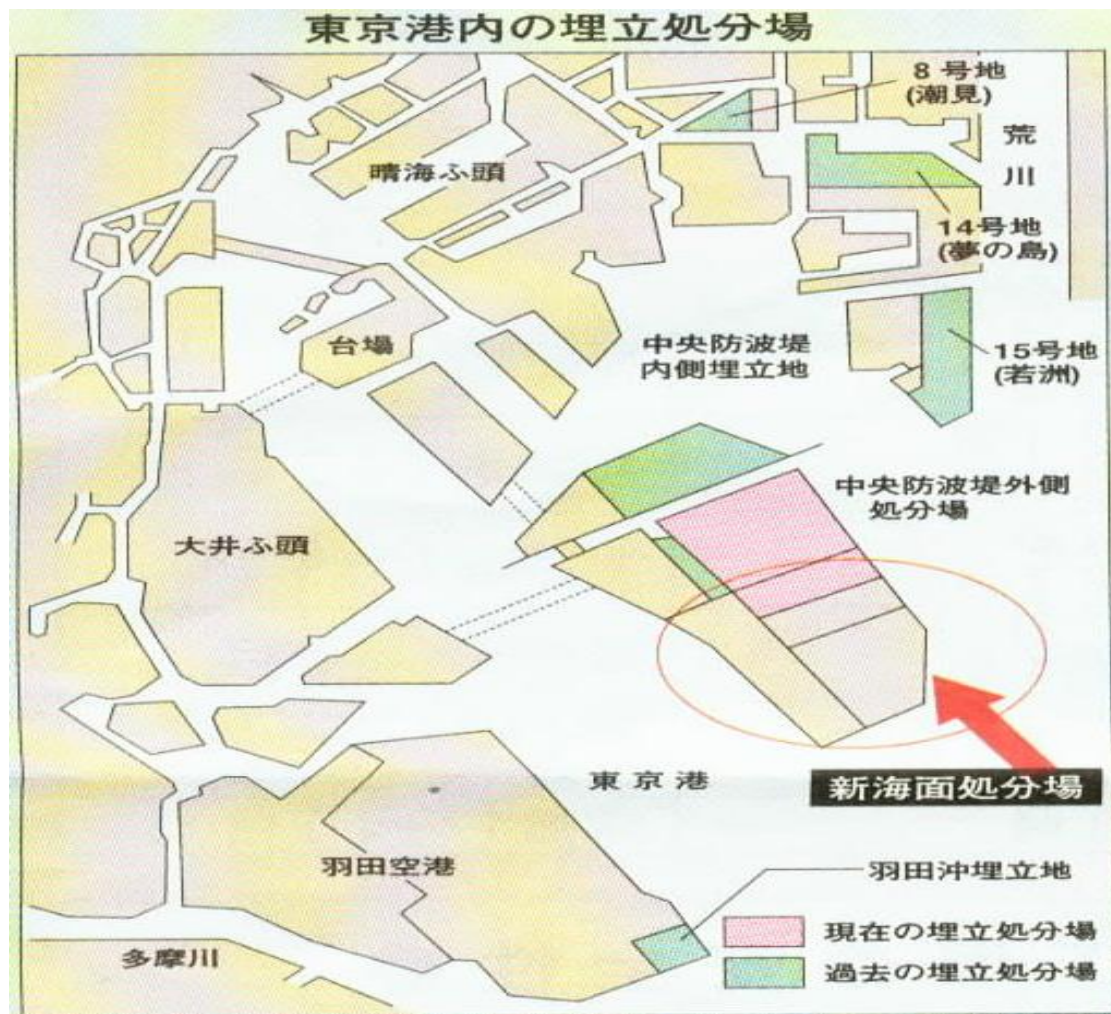


東京二十三区清掃一部事務組合「ごみれぼ 23」より

(4) ごみの最終処分

可燃ごみの焼却灰や破碎した金属・陶器・ガラスごみ、不燃系粗大ごみ等は、東京都が設置、管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場で埋立処分します。

ごみの埋立処分にあたっては、飛散防止や汚水処理等の環境対策が図られています。新海面埋立処分場は、23区最後の埋立処分場であることから、残された貴重な埋立処分場をできるだけ長く使うため、23区と東京二十三区清掃一部事務組合は、ごみの減量や資源化などの取組みを積極的に進めています。



(5) 資源の処理

区が回収する古紙、無色と茶色のガラスびん、缶類、ペットボトル、白色トレイ、

乾電池、使用済み小型電子機器等については、区が委託する民間事業者が処理しています。ペットボトル、無色以外のガラスびんについては、容器包装リサイクル法による指定法人ルートを利用し、再商品化しています。容器包装リサイクル法では、中身を販売するため容器や包装を使う「製造・利用事業者」に、再商品化を義務付けています。

4 現状から見た課題

(1) 家庭ごみの分別の徹底

一人1日当たりのごみ量は減少しているものの、平成28年度に実施された家庭ごみの排出実態調査では、燃やすごみで排出された中の21.8%が、金属・陶器・ガラスごみで、排出された中の3.0%が資源だったという結果になりました。更なるごみ減量・資源化率向上のためには、今まで以上にごみの適正な分別の徹底が必要です。

また、燃やすごみの約32.7%を占める生ごみを減量するための対策も重要です。

(2) 資源化率の伸び悩み

平成20年4月からの資源・ごみの新分別の実施に伴い、平成20年度には、資源化率が大いに向上しました。

しかしながら、その後は21%弱で推移しており、新たな資源回収の検討や、ごみとして排出されている物からも正しい分別により資源を回収していくことで、資源化率の向上を目指す必要があります。

(3) 事業系ごみの減量と資源化の推進

延べ床面積3,000㎡以上の大規模事業者には、長年にわたり排出指導を行っており、ごみ減量及びリサイクル推進への取組みは進んでいます。平成24年度からは、再利用計画書の提出を延べ床面積1,000㎡以上の事業者に拡大しました。

今後は中・小規模事業者についても、ごみ減量及びリサイクル推進に向けた取組みについての排出指導が重要となります。また、自己処理責任の観点から、民間の廃棄物処理業者への排出に移行を推進することも必要です。

第3章 これからのリサイクル清掃施策の取組み

1 基本的な考え方

ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す

平成 29 年 12 月に策定される新宿区基本構想・総合計画では、区の基本目標の一つとして「持続可能な都市と環境を創造するまち」を掲げ、その中の個別目標として「環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」を掲げています。今後の新宿区のまちづくりの目指す方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

リサイクル清掃の分野においては、限りある貴重な資源を効果的に利用するための、持続可能な資源循環型社会の構築が必要です。環境負荷を抑えるためには、ごみの発生抑制(リデュース Reduce)、再使用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle)の 3 R (スリーアール) の中でも、ごみ発生抑制が最も重要です。

環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する

清掃事業、資源回収事業は、収集車両の運行や清掃工場の稼働等、環境への負荷を発生させる側面も持っています。また、事業の運営には、多大な経費を要します。事業実施に当たっては、環境への配慮を徹底するとともに、効率的な事業運営を迫及していかなければなりません。その際には、ごみの処理や資源化に要する経費などの適正で公平な負担のあり方の検討も必要です。

新計画では、平成 20 年の計画策定時期から社会状況などが変わってきていることを踏まえ、従来からの基本的な考えは変えませんが、現計画の想定の見直しや新たな目標を設定することとします。

新宿区の様々な地域特性など現状に基づく課題を考慮し、客観的に事業の達成を実感できるような目標を設定し、ごみ減量・リサイクル推進について更なる取組みの見直し・再構築・新規施策を実施していきます。

2 取り組む施策項目

具体的な施策実施にあたっては、次の4つを柱とします。

(1) ごみ発生抑制によるスリムな社会

発生抑制（リデュース Reduce）や再使用（リユース Reuse）を更に進め、ごみ排出量そのものを減らすスリムな社会を目指します。

①ごみ発生抑制（リデュース）の推進

○食品ロス・生ごみ減量への取り組み

食品ロスは、燃やすごみの組成割合の3割強を占める生ごみに多く含まれていると考えられます。この食品ロス削減を実現するために、フードドライブの実施や食品ロス削減協力店制度を取り入れることで、区民と事業者両方へ働きかけ、意識の向上を図っていきます。

また、生ごみは80%以上が水分であるため、排出される生ごみの水分を減らすための対策の周知啓発を徹底していきます。

※フードドライブ：各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付する活動です。

※フードバンク：ボランティア団体やNPO団体が、市場に流通させることができない余剰食品を食品メーカーなどから無償で譲り受け、必要とする施設等へ配布する仕組みです。

○消費行動に係わるごみ発生抑制策の推進

マイバッグの持参や簡易包装商品の購入、詰め替え用商品やリユース食器の活用など、ごみ発生抑制に向けた区民意識の喚起に努めます。特に、リユース食器については、区や地域のイベントで利用できるよう貸出制度を検討していきます。

②不用品再使用（リユース）の促進

○リサイクル活動センターの充実

指定管理者が行うリサイクル活動センターの事業の中で、家庭の不用品を持ち寄るリサイクルショップ「もいちど倶楽部」の運営や、大型家具等の再生販売・日用品修理再生事業などを行うとともに、3Rに取り組む区民活動の支援を行っていきます。

○不用品再使用のための情報提供

地域団体やNPO団体などによるフリーマーケットや不用品交換、不要となった衣類の回収拠点等について、積極的に情報提供していきます。

③区民・事業者・区の連携

○新宿区3R推進協議会の運営

3R推進キャンペーンイベントの開催や、レジ袋辞退を促進するための「新宿エコ自慢ポイント」の運営、「3R協働宣言」による「3R行動計画書」の作成などにより、3Rの推進に対する意識向上と実践を目指すために、区民・事業者・区が相互に理解し、更なるごみ減量の取組みを検討していきます。

○大学・専門学校との連携

3R活動の推進役として、区内の大学・専門学校等との連携を図り、普及啓発について協働し更なる情報発信を実施していきます。

④地域で活躍する人材の育成

○環境学習の充実

これからの新宿区を担う人材として、児童・生徒への環境・リサイクルの学習・教育を充実させるため、教育機関や地域と連携を図り、小学校・幼稚園・保育園等での環境教育、中学生の職場体験の受入れ等を実施していきます。

○人材を育成する講座等の充実

地域にある大学や地域団体等とも連携し、3Rに関する講習会や講座を充実させ、地域で活躍していく人材を育成していく仕組みを形成していきます。

さらに、講習会・講座を受講した人材が3R実践を広めていけるよう地域団体を支援していきます。

⑤ごみ発生抑制手法の検討

○家庭ごみ有料化などの今後の課題の検討

家庭ごみの有料化は、区民のごみの減量やリサイクルへの当事者意識を高めるとともに、消費者としてごみの出にくい商品を求めることで生産・販売側もごみとなる部分が少ない商品を提供するように誘導され、ごみの発生抑制効果が期待できます。

レジ袋の削減対策についても、東京都がレジ袋無料配布ゼロに向けた取組みを行っていくとしており、新宿区においてもレジ袋有料化に向けた周知啓発を図ります。

また、新宿区リサイクル清掃審議会でも、家庭ごみの有料化はごみの発生抑制手法として有効性があると評価しています。

しかし、有料化は区民から直接負担を求めることだけでなく、ごみの収集方法についても、集積所方式から戸別収集に変更する必要があることから、区民との十分な意見交換が必要です。また、不法投棄の増加などの懸念もあり、隣接区との調整が必要となります。

こうしたことを踏まえ、幅広い意見の聴取に努めながら、検討を進めていきます。

(2)資源回収の拡充による循環する社会

資源の再生利用（リサイクル Recycle）を拡充して、資源を無駄にしない循環社会を目指します。

①資源集団回収の促進

地域団体による資源集団回収は、行政による収集と比較して経費が少なく、区からの報奨金が地域団体の活動支援となる点で優れた手法であり、地域コミュニティの活性化にも役立っています。また、一部業者による資源の抜き取りへの効果的な対策になっている反面、団体の役員への負担や、回収回数が限られるなどの課題もあります。

現在、区では集団回収を推進するため、実践団体に向けて報奨金や支援物品の支給を行っています。今後も広報等による集団回収の活動内容等の周知や毎年行っている集団回収懇談会などを通じて、町会・自治会・マンション管理組合等へ新規登録を働きかけていきます。

また、資源回収の集団回収への一元化など、他の自治体の取組みも参考にしながら、集団回収の充実について検討・研究していきます。

②現行の資源回収の徹底

現在ごみとして出されているものの中には、まだまだ資源回収対象物が含まれています（10 ページ参照）。

特に、古紙、雑がみ、容器包装プラスチックなどについては、資源として分別するよう様々な機会を通じて排出指導の徹底を図っていきます。

また、使用済み小型電子機器等については、回収品目の拡大を検討することで更なる資源化を目指していきます。

③新たな資源回収の検討

金属・陶器・ガラスごみ及び粗大ごみの資源化の拡大を検討していきます。

(3) 事業者による適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会

事業者へ排出指導や事業系ごみの資源化推進を行い、事業者の自己処理責任による適正処理を行う社会を目指します。

① 事業者への指導

○ 事業用大規模建築物への指導

平成 24 年度から、再利用計画書の提出を延べ床面積 3,000 m²以上の事業用大規模建築物から 1,000 m²以上に拡大し、平成 29 年 4 月現在、1,980 件の事業者を把握しています。

計画書の提出がない 1,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者に対し、計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を促していくとともに、提出された計画書に基づき立入検査を行い、適正分別の徹底及び資源化率の向上を指導していきます。

○ 少量排出事業者への指導

区の収集を利用する少量排出事業者へ、ごみ減量と資源化を指導していきます。事業者の排出実態を把握し、効果的な指導を実施していくために、事業者の登録制度の導入も検討していきます。

また、繁華街地域では、事業系ごみや資源の保管に必要な空間（保管庫等）の設置に加え、路上へのごみ等の排出規制など適正な資源・ごみの排出を地域主体で誘導します。

○ 一般廃棄物収集運搬業者等に対する指導

区内の事業者から排出される一般廃棄物を収集する一般廃棄物収集運搬業者等への許可・指導事務を通じ、廃棄物の適正な処理を図ります。

② 事業系ごみの減量と資源化の促進

○ 事業者の自己処理責任に基づくごみの減量・資源化の推進

事業活動から生じるごみは、事業者の自主的な取り組みで資源化を進め減量する必要があります。事業系ごみの事業者の自己処理責任を明確化するとともに適正排出と分別を推進します。

○ 事業系ごみの区による収集の見直し

現在区が収集しているごみ排出日量 50kg 未満の事業系ごみに関しては、清掃事業の効率性と負担の公平性の観点からも、行政による収集から民間業者収集への切り替え（自己処理責任に基づく処理）を進めていく必要があるため、事業者の理解と協力のもと、日量基準の見直しを検討していきます。

○拡大生産者責任の考え方に基づく国や事業者への働きかけ

行政の行っているごみリサイクル処理費用について、拡大生産者責任の考え方に基づき事業者の負担を義務付けるよう、引き続き国や事業者へ働きかけていきます。

※拡大生産者責任：従来自治体などの行政が負担していたごみリサイクル処理費用を、主たる事業者である生産者に負担してもらうという考え方。これにより製品の設計段階での環境配慮の促進が期待されます。また、市場経済を通じた生産者からの消費者への価格転嫁という形で、最終的には消費者が負担するという仕組みです。

(4)適正なごみ処理を行う社会

多様化する社会に向けた普及啓発やふれあい指導の強化による分別の徹底、作業の効率化、災害時の対応等、適正処理を行う社会を目指します。

①ごみの適正な分別と排出の徹底

○多様な普及啓発

外国人人口や区民の転出入、単身者世帯が多いことなど、新宿区の特徴を踏まえた効果的な普及啓発が必要です。区の関係組織や国際交流組織、不動産業者などとの連携等によりさまざまな媒体を活用した周知活動を行い、適正なごみ・資源の排出方法や3Rの重要性をアピールしていきます。

○ふれあい指導の強化

ふれあい指導の体制を見直し、適正な分別と排出の指導を強化していきます。

※ふれあい指導：区民・事業者との対話を中心とするきめ細かなふれあいを大切にしている指導方法。地域での排出指導や資源・ごみ集積所の設置に関する調整は、この方法を基本に実施しています。

○住宅建築時等の適正な資源・ごみ集積所等の設置

収集作業の効率化やまちの美観の維持等適正な収集体制を確保するため、住宅の新築や大幅な改築、用途変更の際は、資源・ごみの集積所の設置に向けた事前協議を義務付けるなど適切な集積所の設置を促進します。

また、小規模集合住宅への廃棄物保管場所の設置等に関する規定等を見直すなど改善を図っていきます。

②不法投棄への対応

集積所に出された分別が不適切なごみや不法投棄に対しては、地域の住民の協力を得ながら、警告シールの貼付、警告看板の掲示、対策用カメラの活用等、きめ細かな排出指導を行います。

③作業の効率化と適切な費用負担

○収集運搬作業の効率化

資源・ごみ量や排出された内容物の状況に合わせた収集体制を整備することで、作業の能率向上を図ります。

○新宿中継・資源センターの運営

金属・陶器・ガラスごみの搬入状況に基づき、機能の拡充を検討し施設の有効活用を図っていきます。

○適切な費用負担

事業系ごみや粗大ごみの処理手数料については、効率的なごみ収集・処理による経費削減に努める一方、実際のごみ処理原価との整合を図り、適切な費用負担を求めています。

④東京二十三区清掃一部事務組合等との連携

清掃工場を持たない区として、清掃工場を管理運営する清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会のほか東京都等関係機関との綿密な連携をし、円滑な清掃事業の推進を図ります。

⑤災害廃棄物への対応

東日本大震災や熊本地震災害等の大規模災害の経験を踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」等との整合性を図りながら、災害廃棄物を適正に処理し、発災後の生活環境の保全を確保するための「新宿区災害廃棄物処理計画」を策定していきます。

3 ごみ減量目標の設定とごみ量推計

(1) 積極的なごみ減量目標の設定

本計画策定にあたっての基本的な考え方にある「ごみの発生自体を抑え 資源循環型社会を目指す」「環境への負荷を抑え 効率的に事業を実施する」を実現するためには、区のみでなく区民や事業者と協働して取り組んでいかなくてはなりません。その取組みには、分かりやすいスローガンとなる目標を設定することが必要です。

新宿区リサイクル清掃審議会においても、「ごみ減量の推進や資源化率の向上については、区民や事業者に分かりやすい、積極的に取り組むことができる達成を実感できる目標を掲げていくべきである。」として答申を受けましたので、

○区民一人あたりの区収集ごみ量について、

平成 27 年度を基準として平成 39 年度までに 108g削減し、484gを目指す

という目標を設定します。

この目標を達成することは容易なことではありませんが、本計画では上記のごみ減量目標を計画目標として将来に向けて区民や事業者と協働して取り組みます。

また、事業の効果等を測定するためのデータとして、

○区民一人1日あたりのごみ・資源の総排出量

○家庭から排出されたごみに含まれる資源物の割合

○事業系ごみの再利用率

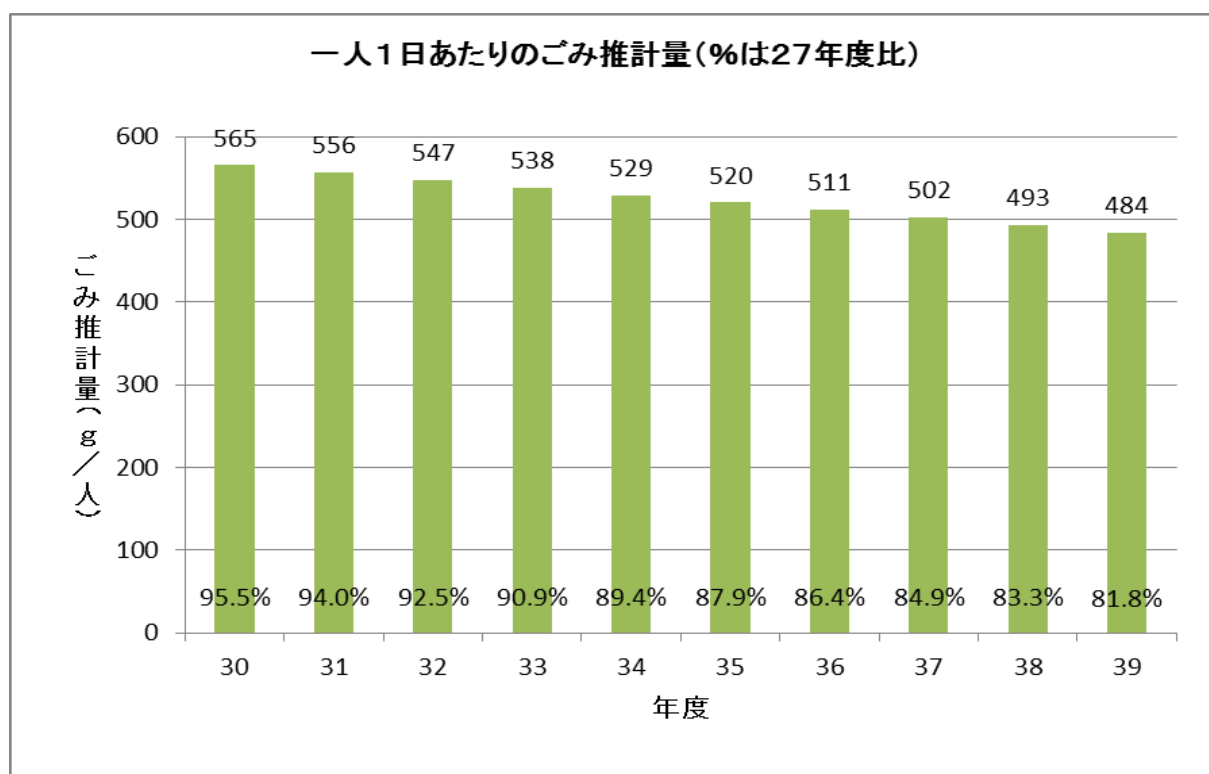
という3つの取組指標を設定し、定期的な排出実態調査等でこまめに収集し、分析していくことで、計画の進捗を検証していきます。

(2) 既定施策を継続して進める場合のごみ量推計

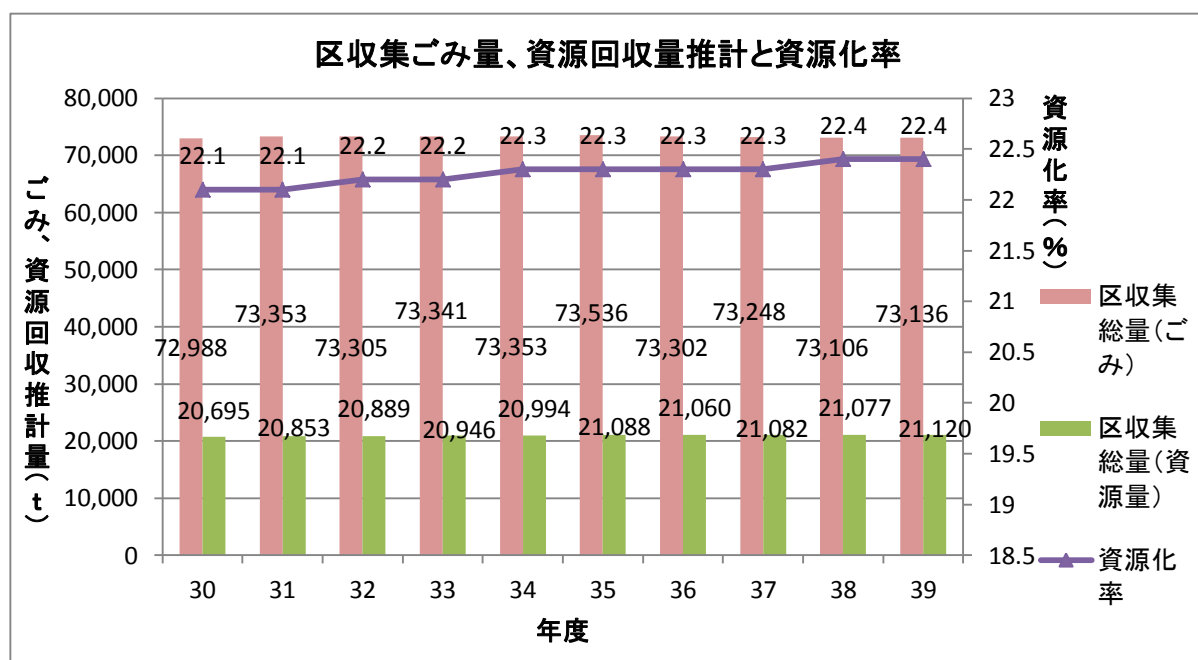
ごみ減量目標に取り組むにあたり、まず現在行っている施策が継続して推進された場合のごみ量等を推計してみます。

※ここでの推計は、これまでのごみ量等の傾向や施策をそのまま継続した場合の数値です。景気動向を加味したものではありません。なお、減少率は平成 27 年度までの過去 5 年間の実績をもとに、トレンド法による推計を行いました。

① 一人1日あたりのごみ量推計（区収集ごみ量を区人口で割り返した数値）



② 区収集ごみ量・資源回収量の推計と資源化率の推計



区収集のごみ量については、今後も同様に減少するとしうえて、平成27年度までの過去5年間の実績をもとに、トレンド法による推計値です。資源回収量については、基本的な資源量は変化しないとしうえて、平成27年度までの過去5年間の実績をもとに、トレンド法による推計値です。資源化率については、それぞれの推計量に基づき下記の算式で推計します。

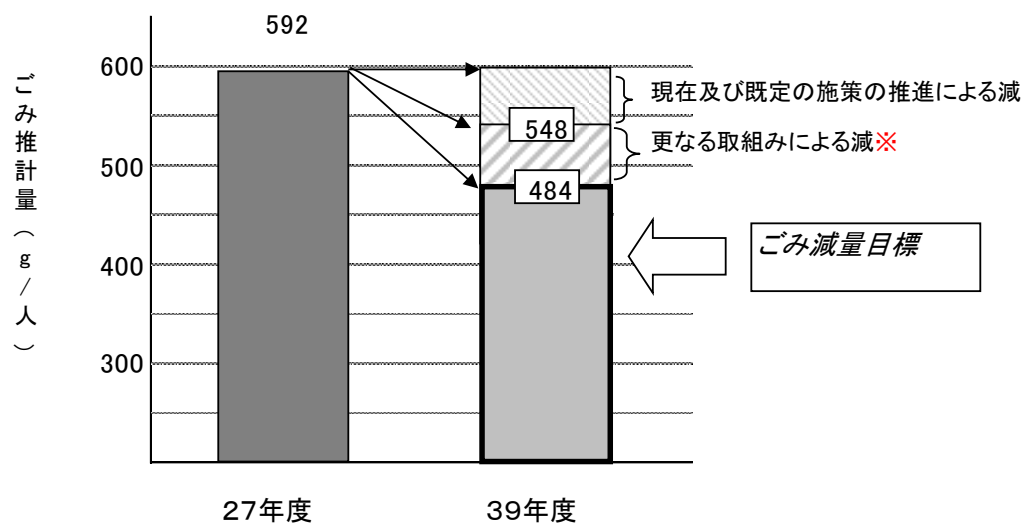
$$\text{資源化率} = \text{資源回収量} \div (\text{区収集ごみ量} + \text{資源回収量})$$

(3) ごみ減量目標達成に向けてのイメージ図

基準の年度とした27年度から、本計画最終年の39年度に向けてのイメージを示します。

*現在及び既定の施策の推進による増減値は、所定の条件による推計値です。

○ 一人1日あたりごみ量の推移 [区収集ごみ量÷新宿区人口÷365日]



※更なる取組みの例

- ・ごみ発生抑制意識の徹底によるごみ減量
- ・資源回収の推進によるごみ減量
- ・事業系ごみの発生抑制・資源化の推進によるごみ減量

(4) 計画の進行管理

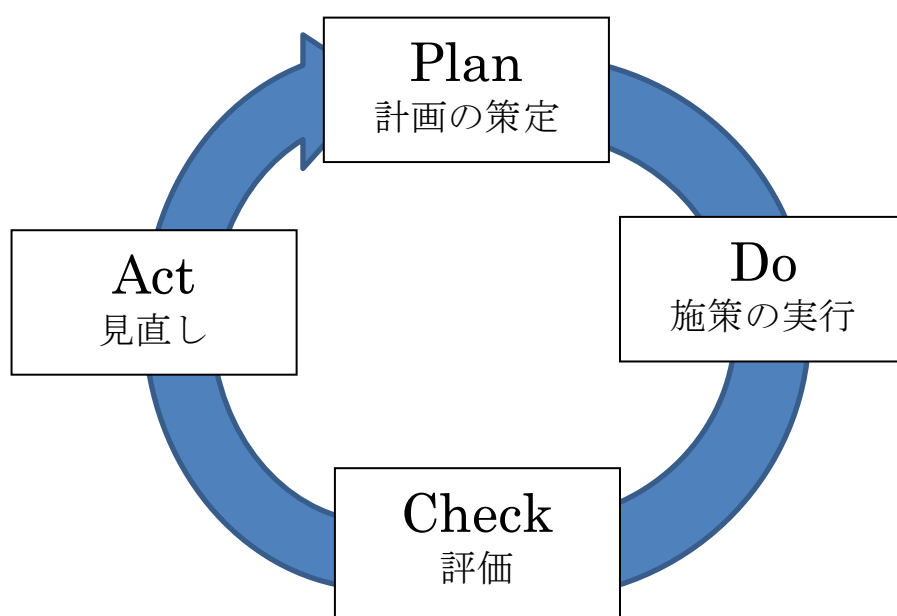
計画の進行管理は、各年度ごとの評価を行うとともに、区民・事業者等に計画の達成状況を広く公表していくことが必要です。

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月 環境省）では、区市町村は、一般廃棄物処理基本計画について、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆる PDCA サイクルにより、継続的に自らの一般廃棄物処理基本計画の点検、見直し、評価を行う必要があるとしています。

したがって、本計画における事業の評価については、計画目標や取組指標に関する定量的評価や、各施策の進捗状況をベースに、新宿区リサイクル清掃審議会において、毎年、各具体施策の評価確認を行います。

《取組指標を使った事業の評価確認手順》

- ・ 実施 毎年実施
- ・ 確認内容 区民一人あたりの区収集ごみ量のチェック
家庭から排出されたごみに含まれる資源物の割合チェック
事業系ごみの再利用率のチェック
- ・ 内容評価 新宿区リサイクル審議会での事業評価実施



《一般廃棄物処理基本計画の体系図》

基本的な考え方

「ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す」
「環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する」

ごみ発生抑制による
スリムな社会

資源回収の拡充による
循環する社会

事業者による適正処理と
ごみの減量・資源化を
推進する社会

適正なごみ処理を
行う社会

発生抑制（リデュース Reduce）や再使用（リユース Reuse）を更に進め、ごみ排出量そのものを減らすスリムな社会を目指す。

資源の再生利用（リサイクル Recycle）を拡充して、資源を無駄にしない循環社会を目指す。

事業者へ排出指導や事業系ごみの資源化推進を行い、事業者の自己処理責任による適正処理を行う社会を目指す。

多様化する社会に向けた普及啓発やふれあい指導の強化による分別の徹底、作業の効率化、災害時の対応等、適正処理を行う社会を目指す。

取り組むべき事項

取り組むべき事項

取り組むべき事項

取り組むべき事項

- ①ごみ発生抑制（リデュース）の推進
- ②不用品再使用（リユース）の促進
- ③区民・事業者・区の連携
- ④地域で活躍する人材の育成
- ⑤ごみ発生抑制手法の検討

- ①資源集団回収の促進
- ②現行の資源回収の徹底
- ③新たな資源回収の検討

- ①事業者への指導
- ②事業系ごみの減量と資源化の促進

- ①ごみの適正な分別と排出の徹底
- ②不法投棄への対応
- ③作業の効率化と適切な費用負担
- ④東京二十三区清掃一部事務組合等との連携
- ⑤災害廃棄物への対応

《みんなで取り組むごみ減量目標》

区民一人1日あたりの区収集ごみ量について、平成27年度を基準として平成39年度までに108g削減し、484gを目指す

第 4 章 生活排水処理基本計画

1 基本方針

区内の下水道普及率はすでに 100%となっていますが、なお2戸のくみ取り戸が残存しています。

残存する一般家庭のくみ取り便所のし尿は、引き続き区による収集・運搬を行います。また、処分については、清掃一部事務組合が下水道放流により行います。

一方、事業活動に伴っては排出される「し尿交じりのビルピット汚泥」及び「仮設便所のし尿」は、事業者による処理に委ねます。

2 目標年度

平成39年度を目標年度とし、必要に応じて見直します。

3 生活排水の排出状況

過去5年のくみ取り戸数の推移は、下表のとおりです。

年 度	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
くみ取り戸数	4 戸	3 戸	2 戸	2 戸	2 戸

4 計画の目指すところ

残存するくみ取り戸の状況等を勘案のうえ、家庭から排出されるものについては、全量が公共下水道で処理されるように目指します。

また事業活動に伴って排出されるものは、事業者処理責任の徹底を図り、一般廃棄物処理業者による処理に委ねます。

5 処理の主体

生活排水の収集、運搬あるいは処分の主体は、原則として以下のとおりとなります。

なお、表中の数値は平成 30 年度の排出量推計値です。

	区 分	収集、運搬	処 分
家庭系	し尿	区 日量 0.01 kℓ	一部事務組合
	浄化槽汚泥 (汚水を含む)	一般廃棄物収集運搬業者	一部事務組合
事業系	し尿	一般廃棄物収集運搬業者	一般廃棄物処分業者
	し尿混じりのビルピット汚泥	一般廃棄物収集運搬業者	一般廃棄物処分業者

※家庭系し尿を収集、運搬する際、杉並区の中継所を使用します。

※事業系し尿等については、民間処理施設への持ち込みを原則としますが、受け入れ体制が整うまでの間、一部を一部事務組合でも受け入れます。

